

## 飲料水等自動販売機設置業者選定プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

市有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置することにより、公有財産の有効活用及び市民の利便性の向上を図る。

### 2 契約の概要

豊田市美術館始め35施設に自動販売機を設置する。

※設置対象施設をA、B及びCの3グループに分け、グループ単位で募集する。複数グループのプロポーザルに参加することも、複数件で選定されることも可能。

※設置施設及びグループの内容については別紙1「設置施設一覧」及び別紙2「物件調書」を参照。

設置期間：平成29年9月1日から平成34年8月31日まで（5年間）

### 3 最低貸付価格（5年間総額）

Aグループ 405,450円

Bグループ 396,450円

Cグループ 515,490円

### 4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(5) 愛知県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。

(6) 豊田市に対し納税義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。

【証明する書類が必要】

(7) 公告日において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

ア 愛知県内に契約締結先を有する者であること。

イ 入札公告の日から過去5年以内に、官公庁発注の案件において、管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有する者であること。【証明する書類が必要】

## 5 選考日程

### (1) 全体スケジュール

- 5月31日(水) 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 5月31日(水) 業務説明資料等の交付開始
- 6月12日(月) 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 6月13日(火) 参加資格確認通知書の送付
- 6月19日(月) 質問の回答期限
- 6月26日(月) 提案書等の提出期限
- 7月5日(水) ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 7月13日(木) 選考結果の通知
- 7月31日(月) 見積徴収及び契約締結

### (2) ヒアリング

- ア 日時 平成29年7月5日(水) 午後1時15分～4時のうち指定する時間
- イ 場所 豊田市役所内会議室
- ウ 備考 提出された企画書等に基づき、以下のとおりヒアリングを行う。
  - 1件提案の場合：説明10分、質疑応答15分(合計25分)
  - 2件提案の場合：説明12分、質疑応答18分(合計30分)
  - 3件提案の場合：説明14分、質疑応答21分(合計35分)全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## 6 選考委員

委員長	総務部 副部長	藤本 聡
委員	企画課 課長	加藤 達志
	財産管理課 課長	河合 逸人
	財政課 課長	曾我 史人
	環境政策課 課長	加藤 美貴子

## 7 提案書等の提出書類

A4サイズ12ページ以内(表紙、目次、ラッピングデザイン提案書、貸付料提案書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本8部)

提案の際はAからCまでのどのグループを希望するかを明らかにし、提案書等に関しては希望するグループごとに作成すること。

### (1) 業務経歴、業務体制

- ・官公庁発注の自動販売機設置業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、案件概要)
- ・業務実施体制

### (2) 環境配慮

- ・企業としての環境に対する取組及び社会貢献活動
- ・本案件における環境配慮について

- (3) 取扱商品  
商品の種類、価格、季節による変化等、取扱商品の特徴について
- (4) 自動販売機の機能について  
今回採用する自動販売機の付加機能（災害支援、Wi-Fi、その他）の具体的な特徴について
- (5) 自動販売機のデザインについて
  - ・自動販売機のラッピングデザイン（案）について  
※詳細は別紙4「ラッピングデザインの提案について」を参照のこと。
  - ・ユニバーサルデザインに対する配慮について
- (6) 運用計画について  
本案件の実施方針、設置・補充・回収等の具体的実施方法、緊急時の対応、周囲の景観維持に関する取組について
- (7) 本業務への提案や意見  
本案件で想定される課題及びその対応策について
- (8) 貸付料提案書（5年総額）及び積算内訳書（1部）

## 8 評価基準

- (1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計が最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
  - ア 業務経歴等  
企業の業務実績（5点）
  - イ 業務実施計画等
    - (ア) 環境配慮について（10点）
    - (イ) 取扱商品について（5点）
    - (ウ) 付加機能について（15点）
    - (エ) デザインについて（15点）
    - (オ) 運用計画について（30点）
    - (カ) 本案件で想定される課題及びその対応策について（10点）
    - (キ) 提案の独自性について（10点）
  - ウ 貸付料  
貸付料の妥当性について（25点）  
※詳細は別紙「評価基準」のとおり
- (2) 最高得点者が複数であった場合は、貸付料提案金額の高額な者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

## 9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 貸付料提案金額が最低貸付価格に満たない提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

(6) 本プロポーザルにより特定された業者と豊田市との間で、契約後速やかに災害時の飲料水等無償提供に係る協定を締結するものとする。